

中小企業・小規模事業者の経営者の皆さまへ

**あなたの事業承継を
応援します!!**

2018年9月1日作成

**公益財団法人 奈良県地域産業振興センター
奈良県事業承継ネットワーク事務局**

事業の目的と背景

今後10年の間に、70歳（平均引退年齢）を超える中小企業・小規模事業者の経営者は、約245万人となり、うち約半数の127万（日本企業全体の1/3）が後継者未定。

現状を放置すると、中小企業廃業の急増により、2025年頃までの10年間累計で650万人の雇用、約22兆円のGDPが失われる可能性がある。特に地方において、事業承継問題は深刻である。

*2025年までに経営者が70歳を越える法人の31%、個人事業者の65%が廃業すると仮定。雇用者は2009年から2014年までの間に廃業した中小企業で雇用されていた従業員数の平均値(5.13人)、付加価値は2011年度における法人・個人事業主1者あたりの付加価値をそれぞれ使用(法人：6,065万円、個人：526万円)。

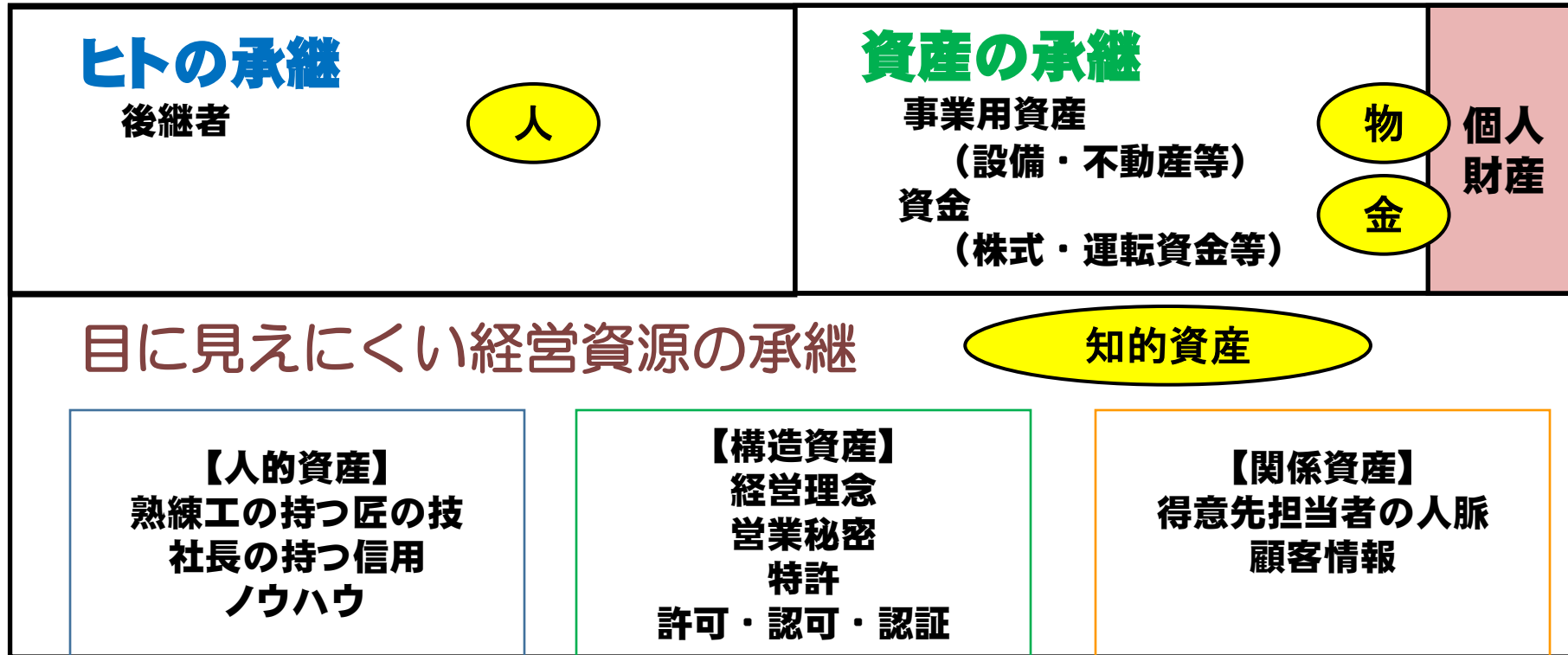
奈良県では、中小企業・小規模事業者の事業承継を進めるため、公益財団法人奈良県地域産業振興センターが核になり、商工会連合会、商工会、商工会議所、金融機関、各種専門家団体等の支援機関と連携して支援活動を実施しております。

*国・中小企業庁の委託を受けた「プッシュ型事業承継支援高度化事業」の取り組みを行うものです。（5年間継続予定の事業）

「事業承継」とは？

中小機構作成
「中小企業経営者のための事業承継対策」より

「事業承継」とは、企業がこれまで培ってきたさまざまな財産（人・物・金・知的資産）を円滑に引き継ぐこと

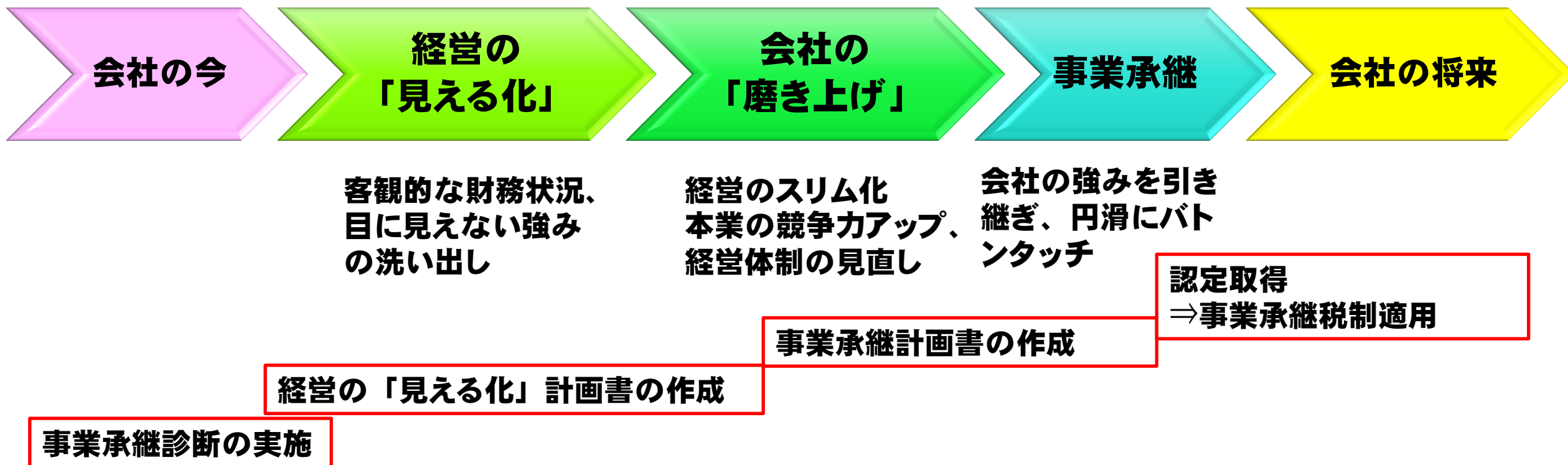


「知的資産」とは・・・

従来のバランスシート上に記載されている資産以外の無形の資産であり、企業における競争力の源泉である、人材、技術、技能、知的財産（特許・ブランド等）、組織力、経営理念、顧客とのネットワーク等、財務諸表には表れてこない経営資源の総称

事業承継のためのステップ（会社・事業の将来を考える）

「会社の今」を見つめ直し、経営の「見える化」、会社の「磨き上げ」、そして「事業承継」により、魅力あふれ、長く継続する会社や事業を組み立てましょう。
そのためには、まず、事業承継診断を受けましょう。



*事業承継診断の実施、事業「見える化」計画書・事業承継計画書の作成には、奈良県事業承継ネットワーク参画機関がご支援をさせていただきます。 4

①事業承継診断を先ず受けましょう！！

事業承継診断受診には、奈良県事業承継ネットワーク機関に、ご相談下さい。

②事業承継計画書を提出しましょう！！

* 平成30年度事業承継税制（平成30年度1月1日から適応の納税猶予制度）の適応を受けるためには、事業承継計画書の提出が必要です。

提出先； 奈良県産業振興総合センター 創業・経営支援部

注意事項； 相続の開始後8ヶ月以内に申請が必要

贈与の翌年1月15日までに申請が必要

事業承継計画書の作成・申請にあたっては、奈良県事業承継ネットワーク支援機関に、ご相談下さい。